

(仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例 骨格素案等について

1 (仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例の制定

子どもの権利については、1989年に国連総会で、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)(以下、「条約」という。)」が採択、1990年に発効され、日本は、1994年に条約を批准しました。

また、2023(令和5)年4月には、日本国憲法及び条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、「こども基本法」が施行されました。

三鷹市では、子どもと大人の共通目標として「三鷹子ども憲章」を平成20年に制定し、三鷹の子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともにすこやかに成長していくことができることを目指してきました。

さらに、人権を尊重するまちづくりの上位規範として、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが暮らしやすいまちを実現することを目的に、「人権を尊重するまち三鷹条例」を制定し、令和6年4月に施行しました。

これらを踏まえ、「子どもの尊厳が守られ、幸せに生きることができる権利」を保障し、子どもにとっての最善の利益を考え、子どもが幸せに過ごすことができるまちを実現させるため、三鷹市が取り組むべき政策の基本となる事項を定める「(仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例」を制定します。

子どもの権利については、市の条例が定められていない現状においても、子どもの権利を守り、子どもを大切に育て、子どもの最善の利益の実現に取り組んでいるところですが、条例を制定し周知することで、子どもの関わる機会がない市民等も子どもの権利について考える契機となり、市全体で、子どもが幸せに過ごすことができるまちづくりを推進していきます。

2 「(仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例」骨格素案

○基本理念

- ・全ての子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されること。
- ・全ての子どもが、心身の状況・環境等に関わらず、その権利を擁護するための施策を推進すること。
- ・全ての子どもが、未来に向けて夢や希望を持ち、心身ともに健やかに成長できる地域社会をつくること。
- ・保護者、保育園、幼稚園、学校、地域等及び三鷹市が、子どもの最善の利益を考え、子どもの権利を守ること。

○「子ども」の定義

概ね18歳までの者とするが、18歳以上であっても、継続的に支援が必要な者又は心身の発達の過程にある者を含むものとする。

○子どもの権利保障

子どもは、権利の主体としてその権利が保障されるとともに、他者の権利を尊重すること。

○子どもの意見

- ・子どもは、自分に関連する事項について、自分の考えや意見を自由に表明することができること。
- ・関係者は、子どもが意見を表明しやすい環境を整え、子どもの最善の利益を目指した対応を行うこと。
- ・子どもに関係することを決定する場合には、子どもの意見を聴き、尊重し、決定すること。

○市、市民、保護者、事業者等の役割

子どもの権利を守るための、市、市民、保護者、事業者等の役割。

○権利を守るためのまちづくり

- ・全ての子どもは適切な養育のもと生活が保障される等、福祉に係る権利が等しく保障されるときに、教育を受ける等の機会が等しく与えられること。
- ・一人ひとりの子どもを権利の主体、尊重されるべき個人として認め、その基本的人権を保障するとともに、差別的な取扱いを禁止すること。
- ・子どもが、安心して過ごすことができる居場所づくりを推進すること。
- ・子どもが、気軽に相談できる多様な相談先を整備すること。
- ・子どもが安全に生活できる環境を確保すること。

○子どもの権利を擁護する機関の設置

子どもの権利が侵害されたときの救済のため、市長の附属機関として、権利擁護機関（オンブズマン、権利擁護委員等）を設置する。

○推進計画

三鷹市子ども総合計画（仮称）を推進計画に位置付ける。